

# かわさきパラムーブメントロゴ ガイドライン

## めざせ！やさしさ日本代表！

みんなの違いを活かせるチーム。

障がい、年齢、人種やLGBT

いろんな個性をチャンスにしよう。

川崎らしく、力強く。

未来を変えていく力は

私たちの中にある。



かわさきパラムーブメント

川崎市市民文化局  
オリンピック・パラリンピック推進室

# 1、ロゴのデザインについて

## ①ロゴの基本形

背景が白で、3色（赤・緑・青）の「パ」マークと黒字のキャッチフレーズが基本になります



めざせ！やさしさ日本代表！  
かわさきパラムーブメント

このキャッチフレーズに意味があるので必ず入れてください。

## ②ステートメント入りのロゴ

使用スペースに余裕がある場合は、ステートメント入りのロゴもぜひ使用して下さい。

めざせ！やさしさ日本代表！

みんなの違いを活かせるチーム。

障がい、年齢、人種やLGBT

いろんな個性をチャンスにしよう。

川崎らしく、力強く。

未来を変えていく力は

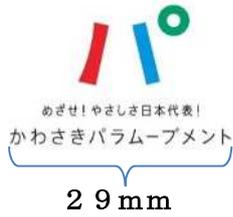
私たちの中にある。



かわさきパラムーブメント

## 2、ロゴの使用上の注意点

①最小サイズは29mmです。



②単色・モノクロ表示も可能です。

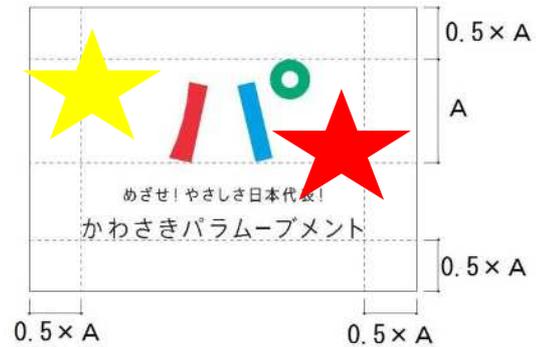
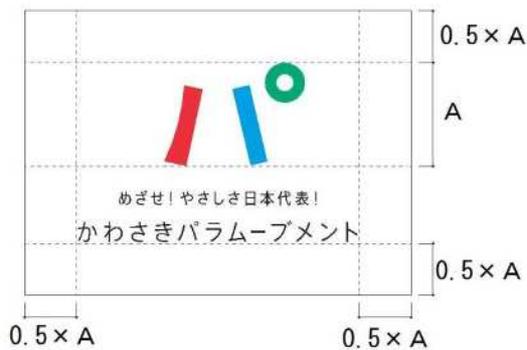
※背景色についても、黒やグレー、赤、緑、青も使用できます。  
白以外を使用する際は、ロゴがはっきり見えるようにしてください。



③余白スペースについて  
周囲に下図のような余白を設定します。  
(Aには数値が入ります)



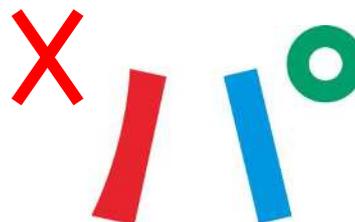
✗ 余白スペースに他の要素を入れないで下さい。



④縦または横の比率どちらか一方だけを変えないで下さい。



- ⑤ロゴとキャッチフレーズの組み合わせ位置は変えないでください。  
使用できるのは、基本形またはステートメント入りのロゴのみです。  
また、所定余白内に文字の追加もしないでください。



めざせ! やさしさ日本代表!  
かわさきパラムーブメント  
〇〇株式会社

- ⑥ブランドメッセージのロゴや人口150万人達成記念ロゴと一緒に使用しても問題ありません。  
それぞれの使用要領等をご確認ください。

### 3、使用できる方

多様性あふれる豊かな未来を目指す、かわさきパラムーブメントの推進に繋がる場合（使用要領第3条）

**※個人や団体のどなたでも無料で使用できます。**

#### ※使い方の具体例

- ・福祉に関わる活動や仕事を通じて推進するために名刺に
- ・ボランティア活動のユニフォームに
- ・障害者スポーツ大会など関連するイベントのチラシなどに
- ・製作・販売する福祉用具に

などなど「かわさきパラムーブメント」に関連するものにどんどんご利用ください。

## 4、使用手続きについて

### ①個人の利用について

非営利目的で使用する場合は、特に手続きは必要ありません。

ホームページからロゴをダウンロードしてご利用ください

**※営利目的外の個人利用の場合は、色を自由に変えてご利用できます。  
色を変える他、水玉模様なども自由です。**

### ②団体の利用について（企業や市民団体など個人以外のもの）

非営利目的で使用する場合は、使用届出書を提出の上、ホームページから  
ロゴをダウンロードしてご利用ください

※使用届出した団体は、HP上で公開します。

使用中止になった場合も報告します。

### ③営利目的での利用について

個人・団体問わず営利目的で利用する場合は、

- 1 営利使用者登録申請書を提出
- 2 登録通知書が発行され登録完了
- 3 営利使用申請書を提出
- 4 営利使用承認通知書が発行され使用可能

※営利使用者登録した個人・団体は、ホームページ上で公開します。

使用中止になった場合も報告します。

### ・営利目的とは・・・

商品開発や、事業者としての名刺やホームページでのPRに使用

→**営利目的に該当します。**

例) 障害者用の福祉用具を開発し、パッケージにロゴを使用

社内での福利厚生や、企業が行う地域貢献活動

→**営利目的外の団体使用になります。**

例) 社内ボランティア活動のユニフォームにプリント

※手続きについて、フローチャート化した別紙1もご参照ください

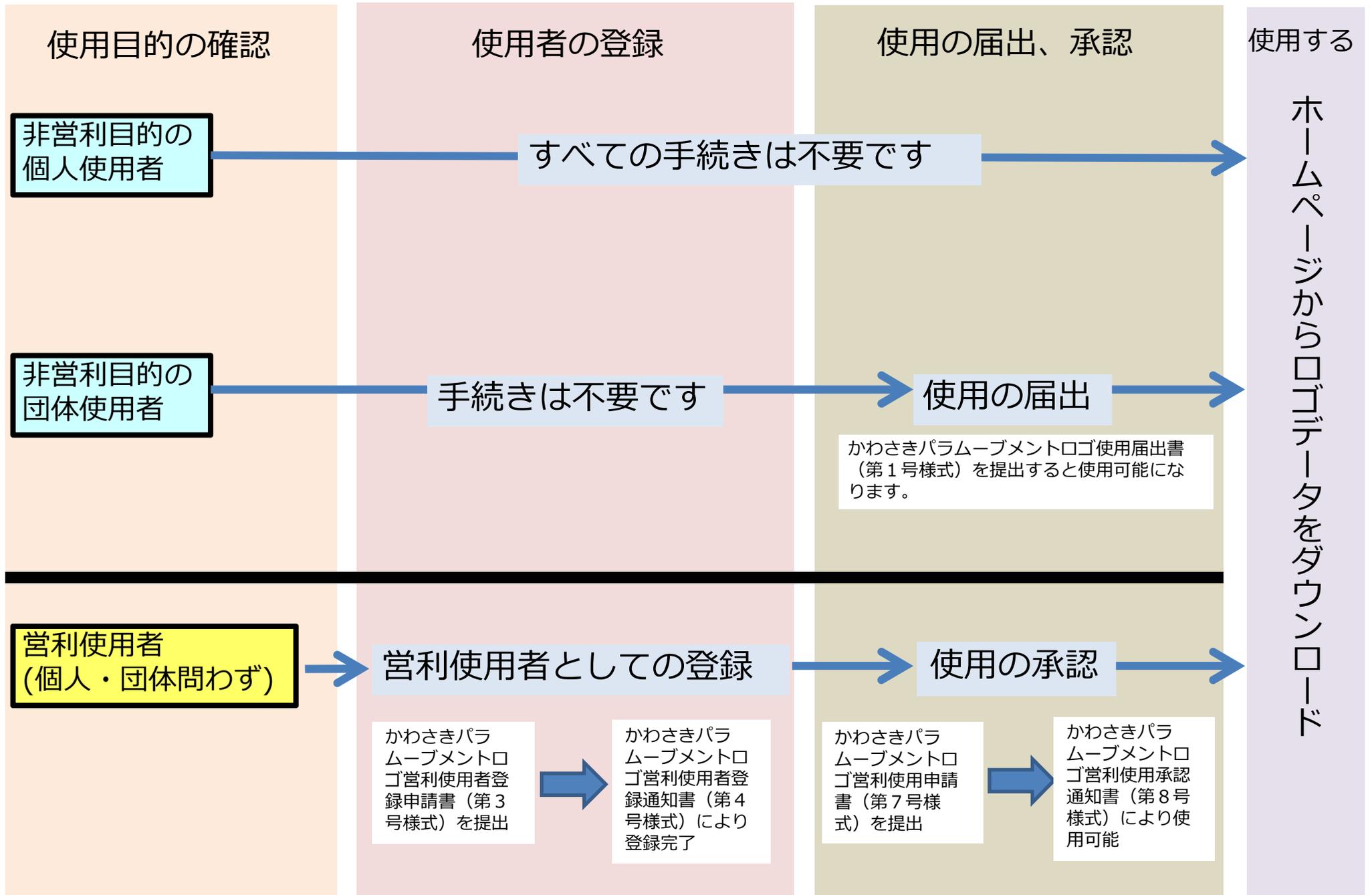
※営利使用者登録をする場合は、別紙2のとおり添付書類が必要になります。ただし、市に事業者登録している又は市と包括的な連携協定を結んでいる場合は申請書のみで手続きができます。

### 使用上の注意

- (1) 団体使用や営利使用の場合は届出や承認を受けた内容に限って利用すること
- (2) 営利使用の場合は製作物等を完成後速やかに提出すること
- (3) 営利使用の承認を受けた権利の譲渡、転貸又は承継しないこと
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用しないこと
- (5) 各種法令を遵守すること
- (6) 市長が必要に応じて行う照会に応じること

### その他

- (1) ロゴの使用者や使用した製作物を川崎市が推奨していることにはなりません。
- (2) ロゴに起因する問題が生じた場合には、使用者は速やかに対処する責任を負い、川崎市は一切の責任を負いません。
- (3) ロゴの使用に関する一切の権利は、川崎市に属します
- (4) 登録内容や使用状況等に変更があった場合は申請が必要です。



## 使用の届出、承認に必要な書類

必要書類	団体使用者	営利目的使用者	備考
かわさきパラムーブメントロゴ使用届出書 (第1号様式)	○	—	市指定の様式を御利用ください
かわさきパラムーブメントロゴ営利使用申請書 (第7号様式)	—	○	市指定の様式を御利用ください
作成する製品等のサンプルまたは写真等の使用見本	○	○	使用方法の分かるものを提出してください

## 営利使用登録に必要な書類

市に事業者登録(有資格者名簿に登録)している場合、市と包括的な連携協定を結んでいる場合は第3号様式の提出のみで手続きができます。

必要書類	個人	団体	備考
かわさきパラムーブメントロゴ営利使用者登録申請書 (第3号様式)	○	○	市指定の様式を御利用ください
暴力団排除に係る誓約書	○	○	市指定の様式を御利用ください
登記事項現在証明書(原本または写し1部)	—	○	発行日から3ヶ月以内のもの(法人のみ必要)
事業概要	○	—	パンフレットなどの事業内容がわかる資料
団体概要	—	○	会社概要又は事業内容がわかるパンフレットその他の資料
財務諸表(写し)	○	○	直近2期分
納税証明書(国税及び川崎市税。写し可)	○	○	国税:「消費税及地方消費税」、「法人税」(法人)、「申告所得税」(個人事業主) 川崎市税:「法人市民税」(法人)、「市民税・県民税」(個人事業主)、「固定資産税(償却資産を含む)」(該当がある場合)